

## 消防庁イメージデザインの利用について

消防庁イメージデザインは組織の象徴であり、公的な信頼性を確保する必要があること、特定の個人・団体を支援・公認しているような誤解を与えないこと等を考慮し、以下のとおり、イメージデザインの使用に関する利用規約を設けています。

消防庁及び消防庁職員以外の第三者は、原則として消防庁イメージデザインを使用することができません。ただし、以下の場合は使用することができます。

1. 消防庁から依頼を受けてイメージデザイン入りの物品等を製作する場合
2. 消防庁の広報活動に資することを主たる目的として使用する場合であって、消防庁が使用を認めた場合
3. 消防庁の委嘱を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、消防庁の委嘱を受けていることを、イメージデザインを用いて表示する場合
4. 消防庁が共催又は参加する行事や、後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において製作する資料や物品に、消防庁が前記の協力等を行うことを、イメージデザインを用いて表示する場合

上記のいずれかに該当するものとして、消防庁イメージデザインの使用を希望する場合は、依頼や委嘱等に係る事業等の担当者又は消防庁総務課広報係（TEL：03-5253-7521）まで、ご相談ください。